

福山市地域包括支援センター野上運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人辰川会が福山市の委託により運営する福山市地域包括支援センター野上（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことによりその保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、介護・福祉行政の一翼を担う公益性、地域の特性や実情を踏まえた地域性及び専門職種間の協働性の基本的視点に立脚した事業運営を行う。

第3条 事業所の職員は、高齢者の自立支援・権利擁護、地域住民のプライバシーの保護を行い、様々な社会資源を活用し、高齢者に対して包括的・継続的な支援を行う。

第4条 事業所の職員は、あらかじめ説明し同意を得られた場合には、他事業所等との連絡調整については本人の同意を基本とする。

第5条 事業所の職員は、業務上知り得た地域住民の個人情報については、在職中及び退職後において利用目的以外の目的の利用や第三者に提供しない。

(事業所の名称等)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福山市地域包括支援センター野上
- (2) 所在地 広島県福山市野上町二丁目5番9号

(職員の職種及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
 - (2) 社会福祉士又は福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上若しくは介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者 1名以上
 - (3) 保健師又は地域包括ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師 1名以上
 - (4) 主任介護支援専門員 1名以上
 - (5) 介護支援専門員 1名以上
 - (6) 事務員 1名
- 2 管理者は、事業所の職務を統括し、事業所の職務の管理・指導を行う。
 - 3 主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師は包括的・継続的な地域支援サービスを提供する。
 - 4 介護支援専門員は、介護予防プランに関する業務を行う。
 - 5 事務員は委託業務に係る事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)及び祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の内容)

第9条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 地域の総合的、重層的なサービスネットワークの構築
- (2) 高齢者の相談受付や訪問による実態把握により、必要なサービスへの紹介
- (3) 虐待防止など的高齢者の権利擁護
- (4) 多様な社会資源を活用した包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築支援
- (5) 介護予防事業、新予防給付におけるケアマネジメント
- (6) 申請の代行業務
- (7) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (8) 他の指定介護予防支援事業所との連絡調整
- (9) その他の介護予防支援業務

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする(無料)。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の地域は、南小学校学区、霞小学校学区、光小学校学区とする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、地域包括支援センター運営協議会の議を経た介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所に対し、指定介護予防支援の一部を委託することができるものとする。

第13条 ハラスメント対策

(1) 事業所は、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

(2) 利用者、ご家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止する場合があります。

第14条 身体拘束に関する事項

(1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

第15条 虐待の防止

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。事業所における虐待防止のための指針を整備します。

②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

③虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。 ※担当者 管理者

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第16条 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行することができるものとします）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

※担当者 管理者

第17条 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

附 則

この規定は平成18年4月1日から施行する。

この規定の一部変更は平成20年8月3日から施行する。

この規定の一部変更は平成22年4月1日から施行する。

この規定の一部変更は平成23年4月1日から施行する。

この規定の一部変更は平成24年8月1日から施行する。

この規定の一部変更は平成24年11月11日から施行する。

この規定の一部変更は平成25年5月14日から施行する。

この規定の一部変更は平成26年4月1日から施行する。

この規定の一部変更は平成26年5月1日から施行する。

この規定の一部変更は平成26年6月10日から施行する。
この規定の一部変更は平成27年2月21日から施行する。
この規定の一部変更は平成27年4月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成27年5月7日から施行する。
この規定の一部変更は平成27年8月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成27年10月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年2月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年3月14日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年4月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年6月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年6月25日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年7月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年8月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年8月25日から施行する。
この規定の一部変更は平成28年11月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成29年4月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成29年5月10日から施行する。
この規定の一部変更は平成29年6月21日から施行する。
この規定の一部変更は平成29年7月1日から施行する。
この規定の一部変更は平成29年7月11日から施行する。
この規程の一部変更は平成30年6月1日から施行する。
この規程の一部変更は平成30年6月21日から施行する。
この規程の一部変更は平成30年10月1日から施行する。
この規程の一部変更は平成31年1月1日から施行する。
この規程の一部変更は平成31年2月14日から施行する。
この規程の一部変更は令和元年5月21日から施行する。
この規程の一部変更は令和元年9月21日から施行する。
この規程の一部変更は令和元年10月21日から施行する。
この規程の一部変更は令和2年1月21日から施行する。
この規程の一部変更は令和2年7月1日から施行する。
この規程の一部変更は令和2年10月1日から施行する。
この規程の一部変更は令和2年11月1日から施行する。
この規程の一部変更は令和2年11月21日から施行する。
この規程の一部変更は令和3年3月1日から施行する。
この規程の一部変更は令和3年4月6日から施行する。
この規程の一部変更は令和4年3月21日から施行する。
この規程の一部変更は令和4年7月1日から施行する。
この規程の一部変更は令和5年2月21日から施行する。
この規程の一部変更は令和5年7月29日から施行する。
この規程の一部変更は令和6年4月1日から施行する。